

国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年 7 月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第36号

国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例

国営土地改良事業負担金等徴収条例（昭和35年岩手県条例第18号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(特別徴収金)</p> <p>第4条 特別徴収金は、国営土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき法第3条に規定する資格を有する者（以下「法第3条資格者」という。）が、当該国営土地改良事業の工事の完了につき法第113条の2第3項の規定による公告があった日（その日前に、農林水産大臣が、当該土地を含む一定の地域について当該国営土地改良事業によって受ける利益のすべてが発生したと認めてその旨を公告したときは、その公告した日）以後8年を経過する日までの間に、当該土地を当該国営土地改良事業の計画において<u>予定した用途以外の用途（土地改良法施行令（昭和24年政令第295号。以下「政令」という。）第53条の8又は政令附則第10項で定める用途を除く。</u>以下「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等（所有権の移転又は地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転をいう。以下同じ。）をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）に、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該国営土地改良事業の施行に係る地域の全部若しくは一部を地区とする土地改良区又は当該法第3条資格者から徴収することができる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>政令第53条の9各号に掲げる場合</u></p>	<p>(特別徴収金)</p> <p>第4条 特別徴収金は、国営土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき法第3条に規定する資格を有する者（以下「法第3条資格者」という。）が、当該国営土地改良事業の工事の完了につき法第113条の2第3項の規定による公告があった日（その日前に、農林水産大臣が、当該土地を含む一定の地域について当該国営土地改良事業によって受ける利益のすべてが発生したと認めてその旨を公告したときは、その公告した日）以後8年を経過する日までの間に、当該土地を<u>法第90条の2第1項に規定する目的外用途（以下「目的外用途」という。）</u>に供するため所有権の移転等（所有権の移転又は地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転をいう。以下同じ。）をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）に、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該国営土地改良事業の施行に係る地域の全部若しくは一部を地区とする土地改良区又は当該法第3条資格者から徴収することができる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>土地改良法施行令（昭和24年政令第295号。以下「政令」という。）第53条の9各号に掲げる場合</u></p>

2 [略]

2 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。